

令和5年度 神奈川県教育委員会への意見・要望

① 教員の待遇改善について

教員が授業外で子どもと向き合う時間を十分に確保できておらず、子どもたちの SOS を見逃すことが懸念されます。また、ICT 化やインクルーシブなど教育の多様化に教員が対応できていないように見受けられ、更には、離職者や休職者が増えることが影響し、定数に満たない学校が増えています。

先生方が余裕をもって子どもたちに寄り添うことができるように、養護教諭、栄養教諭等の種別にかかわらず、教員の資質向上やその学校に適した柔軟な教員の配置人数の加配などへの対応をお願いいたします。

教職員の労働環境改善が図られている一方で、待遇改善については途上のように感じます。教員不足を解決するため、教員の基本給の見直しや残業の適正な管理などの早期の待遇改善。また、教員免許を所有していながら教職についていない方に対する雇用拡大を進めるなど、取り組むべき課題は多いと考えます。今後の県内における教職員の待遇改善について、どのようにお考えかをお聞かせください。

必要に応じて国への改善要望については、今後も継続的に強く働きかけていただくことを希望します。

回答

①教員の待遇改善について

・教員の資質向上について

(教職員企画課回答)

教員の資質向上については、平成 29 年度に策定した「校長及び教員の資質向上に関する指標（令和 5 年度改定）」を踏まえ、引き続き、養護教諭、栄養教諭等を含むすべての教員を対象に、研修等による資質向上を図ってまいります。

・教員の配置人数の加配について

(教職員人事課回答)

教職員の加配については、標準法を踏まえ、各学校の実態に応じた配置を行っております。

今後も、各学校の実情を踏まえ、可能な限りの人的措置を行ってまいりたいと考えております。

・基本給の見直しについて

(教職員企画課回答)

優秀な人材確保の観点から、教員の初任給については、一般行政職員に比べて優遇

措置をとっており、令和5年度の給与改定においても、初任給や、若年層が多く在職する級号給の給料表の引上げを行っています。

・教員免許を所有していながら教職についていない方に対する雇用拡大について
(教職員人事課回答)

県教育委員会では、教員免許を所有しながら教員にはならず民間企業等で働いている方が教員採用試験を受験しやすくするために、一次試験における筆記試験の一部を免除する社会人経験者特別選考を実施しています。

令和6年度からは、社会人経験者特別選考の受験要件をさらに緩和するとともに、教員免許を取得していない社会人でも採用試験の受験を可能とし、合格後2年以内に教員免許を取得すれば採用する仕組みを導入します。

また、教員経験はあるが学校現場から長く離れている方、教員免許所有者で教員未経験者などを対象に、ペーパーティーチャー研修講座を実施しています。

・国への要望について
(教職員人事課回答)

教職員の待遇や定数の改善については、県自ら国に要望しているほか、全国都道府県教育委員会連合会を通しても要望しており、今後も様々な機会をとらえて国に要望してまいります。

② 教員の疲弊と教育の質の低下への懸念について

時間外労働など、多忙化が進み、離職者や休職者が増加しています。それに対する適正な管理や、残業に対する手当などの待遇改善を要望しましたが、教員が本来業務に専念ができるように、教員の業務をサポートする体制の充実化をお願いいたします。

例えば、給食、清掃時間は教員ではない職員を配置し見守りをするなど、業務を分担するような制度を導入することで、教員の負担軽減をぜひ検討いただきたいと思います。その中では、ICTを活用した校務業務・成績処理の効率化による教員の負担軽減に対しても検討をお願いいたします。

回答

②教員の疲弊と教育の質の低下への懸念について

- ・教員の業務をサポートする体制の充実化について
(教職員人事課回答)

教員がより児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、児童・生徒の指導に関わる業務の一部等を担い、教員の業務をサポートするスクール・サポート・スタッフを令和2年度から配置しています。

働き方改革の推進において、スクール・サポート・スタッフの果たす役割は大変重要と考えていることから、令和6年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることといたしました。

今後も引き続き、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充と全校配置について、国に要望してまいります。

③ 外国語話者である子どもたちの支援体制づくりについて

外国に繋がりのある子どもへの支援体制の充実をお願いいたします。具体的には、プレスクール等を含めた初期段階の日本語指導の体制づくりや、児童生徒、そして保護者に対して、多言語にわたる日本語指導協力者を配置するなどの支援の充実を求めます。

回答

<p>③外国語話者である子どもたちの支援体制づくりについて</p>
<p>(子ども教育支援課回答)</p> <p>県内の外国につながるの児童・生徒数は年々増加しており、県教育委員会では、文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」に基づき、政令市・中核市を除く市町村に対して帰国・外国人児童生徒等教育推進事業費補助を実施しています。</p> <p>そうした中、令和6年度は、市町村への補助を拡充する措置を講ずることといたしました。</p> <p>また、国の補助率の拡大などについて、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、引き続き国に対して、要望してまいります。</p>

④ スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの学校常駐化あるいは勤務日の増加について

子どもを取り巻く環境が多様化している昨今、子どもへの細かいサポートが必要となっています。しかしながら、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの相談利用が多いため、予約が取りにくく、数か月先となることもあります。

児童・生徒の教育環境をサポートしていただく、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常駐化あるいは勤務日の増加を要望します。

回答

<p>④スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの学校常駐化あるいは勤務日の増加について</p>
<p>(子ども教育支援課回答)</p> <p>スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを義務標準法及び高校標準法において算定することや、当面の措置として国庫補助率を引き上げること等について、県教育委員会として、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しているほか、県として様々な機会をとらえて国に強く要望しており、今後も継続して要望してまいります。</p>

⑤ 部活動地域移行の促進について

部活動の地域移行については、県としてガイドラインを示し、地域の実情に応じて、市町村が判断して進めていくものであると認識しています。しかしながら、地域によっては担当教員の不在により大会に出場できない部活動があることも実状としてあります。

学校・地域が連携し、子どもたちが頑張れる環境の整備を促進するために、県からも各地域の情報共有や、市町村の枠を超えた取り組みに対するサポートなど、積極的な対応と支援の充実をお願いいたします。

回答

⑤部活動地域移行の促進について

(保健体育課回答)

県教育委員会では、各市町村行政機関、スポーツ・文化関係団体、PTA を含む学校関係者等が一堂に会する連絡会を開催し、国の動向や先行的に取り組む自治体の取組の情報共有などを行っています。

また、令和5年度に、県の地域クラブ活動コーディネーターを配置し、特に、学校数や1校当たりの生徒数の少ない地域の教育委員会を中心に訪問し、各地域の現状や課題を聞き取るとともに、必要に応じて、様々な情報提供を行っています。こうした取組を通じて、広域的な連携を検討する市町村を支援してまいります。

⑥ 不登校児童・生徒のケア及びサポートについて

学びの機会を多様化、提供するためにもメタバースを活用した不登校支援（メタバース登校の環境整備）を要望します。

不登校児童・生徒の心のケアだけではなく、学習に対するサポートも大切と考えます。不登校になると内申点に影響し、進路選択に影響を及ぼします。多様性が重視される現代社会の中で、学びや学校の在り方、学びの機会にも多様性が求められていると思います。多様な学びとして、不登校児童・生徒への学習面のサポートのみならず、不登校の生徒に配慮した高校入試の制度や環境の整備を要望します。

昨年度の神奈川県教育委員会への意見要望②「不登校・いじめ問題等について」において、メタバース登校については「現在、文部科学省や一部の自治体において、メタバースを活用した不登校支援の実証研究や試行の取組が始まっています。県教育委員会では、今後も国や他の自治体の動向を注視し、市町村教育委員会とも情報共有を図っていきます（子ども教育支援課）」と回答をいただきましたが、それらを踏まえて現時点での県教育委員会としての見解や今後の方針がございましたら、お示しください。

回答

⑥不登校児童・生徒のケア及びサポートについて

・メタバースを活用した不登校支援について

(子ども教育支援課回答)

令和6年度は、子どもたちにより多くの選択肢を提供するため、メタバースを活用した不登校の児童・生徒への支援を実施する措置を講ずることとしました。

・不登校の生徒に配慮した高校入試の制度や環境の整備

(高校教育課回答)

長期の欠席について病気など特別な事情を有し、第2学年、第3学年のいずれかの学年、又は両方の学年において、欠席日数等が出席しなければならない日数の3分の1以上である志願者に対しては、選考に当たり次のような配慮を行っております。

「長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書」に基づき、調査書の各教科の学習の記録欄の記載内容については、「2年次の学習の記録を参考としない。」「3年次の学習の記録を参考としない。」「2、3年次ともに学習の記録を参考としない。」のいずれかとして扱うことにより、不登校の生徒に対しても配慮した選考を行っております。

⑦ ICT の活用及びリモート授業の導入について

コロナ禍で進んだ ICT 活用ですが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行後も積極的な活用を進めて欲しいと思います。

具体的には、疾患や怪我で登校できない児童・生徒が自宅などで ICT を活用して学習の機会を設けたり、離れた場所からでも授業へ参加ができたりし、授業に参加した場合には出席扱いとしてほしい。

また、「Wi-Fi 環境の整備」「ネットモラル教育の推進」「プログラミング教育の推進」に関する好事例を周知し、県内の ICT 環境の向上の推進を望みます。

教員については対面での会議・研修だけでなく、ハイブリッド会議・研修の開催を検討するなど、働き方改革と合わせての活用を要望します。

回答

⑦ICT の活用及びリモート授業の導入について

・ICT を活用して授業に参加した場合について

(子ども教育支援課回答)

国の制度では、病気療養中の児童・生徒に対して、一定の要件の下、病院や自宅等において ICT 等を活用した学習活動を行った場合、校長の判断により指導要録上の出席扱いとすることやその成果を評価に反映することができるとされています。

県教育委員会では、県内市町村教育委員会の担当者が参加する協議会で、こうした

事例について共有すること等をとおして、引き続き、市町村立小・中学校における ICT 活用を支援してまいります。

・「ネットモラル教育の推進」について

(子ども教育支援課回答)

今後、ネットを介したいじめに関する道徳科の授業の具体例を掲載した指導資料を作成、配付し、ネットモラル教育の一層の推進を図ってまいります。

また、児童・生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするために、「ICTを活用した学びづくりのための手引き(小・中学校)」を順次更新し、各教科における情報モラル教育を推進していきます。

・「プログラミング教育の推進」について

(子ども教育支援課回答)

プログラミング教育の推進については、「小学校を中心としたプログラミング教育ポータル」サイトを文部科学省、総務省、経済産業省が作成し、全国の実践事例や教材情報等を掲載しています。県教育委員会では、市町村教育委員会の ICT 担当が参加する会議等において、引き続き、周知してまいります。

また、県教育委員会では、プログラミング教育の充実に向けた人的措置について、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、国に対して要望しており、引き続き要望してまいります。

・研修のハイブリッド開催について

(教職員企画課回答)

研修受講者の移動時間を軽減することで、研修内容を維持しながら、教員の負担を軽減するため、令和3年度よりオンデマンド型での机上研修と集合研修を組み合わせ実施しています。

また、令和5年度は、一部の研修においてハイブリッドで実施しています。

⑧ 外部講師の導入について

より専門性の高い外部講師を招いて学習を進めることは、時間の確保や連絡調整・内容精選など課題もある一方で、児童生徒にとって有意義な学習となっています。このような教育の充実と推進のためにも、郷土愛溢れる優れた人材を活かし、また学校現場に外部講師が入る機会が増やせるよう、地域学校協働活動事業に関する補助金の拡充、市町村への支援を要望します。

回答

⑧外部講師の導入について

(生涯学習課回答)

学校現場に、より専門性の高い外部講師が入る機会が増やせるよう、地域学校協働活動事業に関する補助金の拡充を国に対して要望していきます。また、市町村には効果的な活用ができるよう、求めに応じて本事業の説明を行っていきます。

⑨いじめ問題について

神奈川県からの調査発表資料（令和5年10月）によると、令和4年度のいじめ認知件数が2年続けて過去最多を更新し、前年度比で約7200件も増加（「いじめ重大事態」は前年度比8件増）しております。

いじめの認知件数の増加は、いじめを受けた側に立って積極的に認知し、その解消に向けて取り組んだ結果として評価する一方で、現に多くの児童・生徒がいじめにより心身の苦痛を感じてきたという事実であり、大変重く受け止める必要性があると考えます。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応など、学校側もさまざまな措置を講じていると承知しております。しかしながら、発生してしまったいじめ事案について、暴力や嫌がらせを受けた側が報復におびえていたり、日々ストレスを抱えていたりするようなことがあってはならないと思っています。

その対応については、いじめを受けた児童生徒へのケア・その保護者側の支援はいうまでもなく、いじめの加害児童生徒に対しての指導は、加害者側の保護者を交える等、学校と家庭が連携し、「絶対にしてはいけないこと」との毅然とした姿勢で、そして徹底的にお願いいたします。それでも解決が困難で、いじめや揉め事に対して先生だけでは対処できない場合は、積極的に第三者を介入させるなど、関係機関との連携をお願いいたします。

回答

⑨いじめ問題について

(子ども教育支援課回答)

学校は、いじめを行った児童・生徒に対しては、「いじめは決して許されない行為である」ことを、適切かつ毅然と指導するとともに、当該児童・生徒の成長への支援という視点に立って、いじめの行為に至った背景等を丁寧に把握し、寄り添いながら対応しています。

また、ケースによっては、いじめを受けた児童・生徒の立場に立って、「いじめ」と

という言葉を使わずに指導することもあります。いじめを受けた児童・生徒に対しては、最後まで守り通すという認識のもと、すぐに安全を確保するとともに、当該児童・生徒に寄り添い、心のケアを行うなど、家庭と連携して支援しています。なお、いじめが解消している状態と判断した場合でも、関係する児童・生徒の状況を、日常的な関わりの中できめ細かく把握し、いじめの再発防止に取り組んでいます。

また、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもが立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関と協力し、対処する必要があります。また、犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する必要があります。

県教育委員会では、保護者や地域の皆様に、いじめ防止への理解をより深めて頂けるよう、「いじめ防止啓発リーフレット」を平成 29 年 2 月に改訂し、ホームページで掲載しています。

また、県教育委員会では令和 5 年度より「かながわ子どもサポートドック」を推進しており、教員とスクールカウンセラー等が連携したスクリーニングや、プッシュ型面談等により、チーム学校として、いじめの早期発見、早期対応を行っています。県教育委員会としては、引き続き、家庭や地域社会、関係機関等と連携しながら、各学校におけるいじめ対策の推進を図ってまいります。

⑩ 発達障害のある子ども、保護者、受け入れる学校への支援体制の強化について

発達障害の診断を受ける児童・生徒が増える一方で、学校、教員、市町村によって対応が異なるため学校の支援体制が不十分な場合が多いように感じます。そのため、学校以外にサポートを受けられる施設などの情報提供があるとよいと考えます。

また、学校によっては不登校の子ども・発達障害がある子どもへの支援の差が大きく、市町村の相談窓口も不足しており、すぐに相談ができず、問題解決まで時間がかかっています。学校に相談窓口や教室以外で適切な支援が受けられる場所の確保を要望します。

回答

⑩発達障害のある子ども、保護者、受け入れる学校への支援体制の強化について

・サポートを受けられる施設などの情報提供について

(生涯学習課回答)

県教育委員会では、保護者や教員向けに「PTA活動に関するハンドブック」を作成しており、この中ではPTA活動以外でも保護者に有益と考えられる情報を掲載していることから、発達障害の診断を受ける児童生徒が学校以外にサポートを受けられる窓口などの情報も掲載することにより、広く情報提供していきます。